

三木市・吉川町合併協議会規約

（協議会の設置）

第1条 三木市及び美嚙郡吉川町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、合併協議会を置く。

（協議会の名称）

第2条 この合併協議会は、三木市・吉川町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（協議会の任務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

（協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、三木市上の丸町10番30号三木市役所内に置く。

（組織）

第5条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 両市町の長
- (2) 両市町の議会の議長
- (3) 両市町の議会の議長がそれぞれ指名した両市町の議会の議員各1人
- (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者19人以内

3 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、前条第2項の規定により委員となるべき者の中から両市町の長が協議して、これを選任する。

（会長及び副会長の職務）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（顧問）

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。

4 顧問は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員及び顧問に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

4 会長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて両市町の職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、その担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会に必要な経費は、両市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、両市町が均等に負担する。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、三木市の例により会長が別に定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第17条 会長、副会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り、別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他委任事項)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。